

2024年3月21日

北海道大学総長
寶金 清博 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 清水池 義治

赴任旅費（移転料）の取り扱いに関する要求について

本学における旅費の支給について、国家公務員に適用される旅費法と同様に、職員が赴任をする場合に当該職員に対し赴任に関する費用（扶養親族移転料等のような同趣旨の支給も含む。以下、同じ。）を支出する規程が存在します。

このことについて、国家公務員においては人事異動と一般的な引っ越しの繁忙期となる三月から四月において赴任が多く、その際に引っ越し業者の確保が困難となることに加えて引っ越し費用も跳ね上がる等の事情から、令和2年からは旅費法に定める定額の支給ではなく、定額の三倍を上限とする実費支給とする等の運用に変更されました。

これらの新たな運用の原因については本学職員も同様である上、昨今の物価上昇や実質賃金の低下から、職員の赴任に伴う負担は年々さらに増大しております。実際に遠隔地への移転に伴い、数十万円の自己負担を強いられた事例も既に組合に報告されています。

これらのことについて、旅費の基本的性格は原則としてはかかった費用の実費支給であり、また業務命令に基づく赴任であるのですから、その引っ越し費用を本来は職員に負担させるべきではありません。

つきましては、この赴任に関する支給について下記2点について求めますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、2024年4月19日（金）までに回答願います。なお要求に対して期日までに回答がない場合は、団体交渉等を通じて本件の改善を進めるつもりですので、あらかじめご了承ください。

記

1. 本学において、赴任旅費で支給される移転料を規定額の3倍を上限として実費支給する等といった国家公務員と同様の運用がなされているかについて、明らかにしてください。
2. 上記「1」の回答において、国家公務員と同様の運用がなされていない場合に、国家公務員と同様の運用かそれに相当する運用を、2024年4月の赴任に伴う支給から速やかに適用させてください。

以上